

模擬裁判に参加して

大分 保護司 金澤 洋志

有罪か、心神喪失による無罪か。人一人殺めた事件で、「被告人は無罪とする」。人情としてはどうもすっきりしない気持ちのまま、模擬裁判は終了した。

昨年から裁判員制度に関心を持ち、裁判員制度の広報行事でのビデオ研修に参加した際に、「裁判員模擬選任手続等協力名簿」に記入したところ、模擬裁判での裁判員役候補者として三〇名の中に選任され、当日のくじ引きで裁判員役として六名の一人に選ばれたものであった。

金融機関に長く勤めていたこともあり、民事裁判での原告としての参加の経験はあったが、模擬裁判

とはいえ刑事裁判での法廷出席は初めてで、これから何が起こるのか、どうすればいいのか、うまく役割が果たせるのか、いろいろな不安が付きまとう中、審理が始まった。

検察官からの公訴に至った事実及びその事実の経過についての説明は、理路整然としたものであった。一方、弁護人からは殺人に至った経緯などについて、人間としての「情」に訴え、殺人犯としてではなく、一人の人間としての視点から説明があり、法的知識の乏しい我々にとっても真正面から取り組める内容のものであった。

まずは公訴事実として、殺意をもって、所携の刃物で被害者の背部を突き刺し、よって背面刺創に基づく大動脈半切断による出血性ショックにより死亡させて殺害したが、その際、統合失調症のため心神耗弱の状態にあったこと。その事実経過として、殺人に至った経緯の状況の説明が事細かくなされた。

被告人は、一貫して妄想に基づいて発言し、「背中をちよっと刺した。刺した人は生きている。竹の

子掘り用のナイフであり、折れそうであり、人を殺せるものではない」などの供述を繰り返している。

このような被告人の供述内容から、責任能力の有無が今回の公判の争点であり、殺害当時の精神鑑定書が大きく裁判の行方を左右することとなった。

責任能力の有無についての判断基準として、医師による精神鑑定書は欠かせないものであるが、その採用・不採用は裁判の重要な部分を構成することとなる。

今回の模擬裁判の精神鑑定書は、二人の医科大学教授によるものであった。

・A鑑定：責任能力はゼロではない。店員の対応に憤慨したものである。

・B鑑定：統合失調症により是非分別能力は著しく減退、行動制御能力は完全に喪失していた。

検察側の主張としては、A鑑定を採用したもので、行動制御能力は完全には失われていなかった、統合失調症による妄想や幻覚に影響されたものではなく、

是非分別能力はあった、というものであった。

弁護人側の主張では、B鑑定を中心とした弁論であり、行動制御能力は完全に失われていた、最初から殺害するとの動機はなかったというものであった。

精神鑑定の科学的証明度はどの程度あるのか、被告人の一連の言動は尋常ではないが、被害者を刺した時点での精神状態に責任能力はなかったのか、統合失調症とはどのような病気か、統合失調症である被告人の日常の指導や管理はどのようになっていたのかなどなど、これからの公判での質問事項の整理を行った。

いよいよ、裁判長及び裁判官と裁判員との評議である。裁判長から、評議の方法や注意点の話があり、法廷で見聞きした証拠のみに基づいて判断すること、裁判員と裁判官が議論を尽くすことによって正しい裁判を導き出すことなどの話があり、真剣に議論した。

多少異論もあったが、最終的に、「被告人は無

罪」が裁判員一致の意見となった。

「判決文を作成します」。裁判長が言った。「主文 “被告人は無罪” よろしいですね」。再度全員に問い掛けた。「はい」。裁判員全員大きく返事をした。理由、公訴事実、事実経過、争点、検討と続き、最後に結論として次のような内容を読み上げた。

「被告人は、本件犯行当時、責任能力があったと認めることはできないので、殺意の有無について判断するまでもなく、結局本件公訴事実については犯罪の証明がないことになるから、刑事訴訟法三三六条により、被告人は無罪である」。

いよいよ公判の最終日（三日目）、判決の言渡しである。「判決・主文 被告人は無罪」。事実認定、事実経過と続いて結審となる。非常に分かりやすい文章で、まずは結論、そして、それに至った理由で締めくくっている。

このたびの模擬裁判に参加させていただいて感じたことの一つに、一連の裁判審理において、専門用

語を極力排除し、裁判員に対して分かりやすく、明快でしかも詳細に作成されていると思ったことがあった。法的な専門知識は必要ではなく、検事調書や弁護人の調書なども平易な文章に直されている。

先日副検事を退職された方と話した際に、裁判員制度を見据えて、関係機関の皆さんも相当努力されていることなど教えていただいた。

裁判員制度への参加は国民の義務とはいえ、重大な責任を負うことになり、ちゅうちよする国民も多い状況がマスコミで報道されている。

しかし、ある新聞の記事で、裁判官とともに一般の国民が生活の中で培った知識と経験に基づいて裁判に参加する裁判員制度は、国民の視点や感覚を裁判に反映できるという意義があるのではないかと、この記述があった。正に、裁判員にとっては勇気付けられる記述である。

もし、裁判員に選任されたときには、安心して参加してみてはいかがでしょう。